著作権譲渡契約書

国立大学法人電気通信大学（以下「甲」という）と○○○○（以下「乙」という）は、甲と乙との間で締結した請負契約（請負件名「□□□□□□□□」）に基づき作成した著作物一式（以下「請負著作物」という）の取扱いに関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結するものとする。

（権利の帰属）

第１条　請負著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利を

いう）は、甲に帰属する。

２　乙は、請負著作物に関する著作者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利をいう）を、一切行使しないものとする。

（協議）

第２条　本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲

乙は誠意をもって協議解決する。

（裁判管轄）

第３条　本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

（甲）東京都調布市調布ケ丘一丁目５番地１

国立大学法人電気通信大学

契約責任者

理事　　　　　　　○○　○○　　印

（乙）